

お金・支援 のはなし

Money and support
in Toyonaka City



妊娠・出産で受けられるお金・支援

妊婦支援給付金(1回目) 妊婦健診や出生時の通院交通費、育児物品などの出産準備を応援	対 象 者 豊中市に妊娠届を行い保健師などの面談を受けた妊婦 支援内容 妊娠1回あたり5万円 窓 口 こども未来部 はぐくみセンター およこ保健課 ☎06-6858-2285 受付9:00~17:00(土・日曜日、祝・休日、年末年始除く) ※給付金をマチカネポイントもしくは現金で受けとることができます。詳しくはP16参照
助産制度 経済的な理由で、入院助産が受けられない妊婦さんをサポート 必ず事前にご相談ください。	対 象 者 生活保護世帯等の経済的理由により入院助産を受けるのが困難な豊中市に住民票がある妊婦。制度の利用にあたっては、窓口での事前相談が必要です。 窓 口 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。 豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2767 受付 9:00~17:15(土・日曜日、祝・休日、年末年始除く) 必要書類 助産施設入所申込書(窓口にあります)／親子健康手帳／休日夜間受診票／生活保護受給証明書(直近のもの)
出産育児一時金 出産日時点で加入している健康保険から50万円支給	対 象 者 健康保険加入者(共済含む) ※家族の扶養に入っている場合もその健康保険から支給されます。 ※産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産や海外での出産の場合は48万8,000円が支給されます。 ※妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。 申 請 直接支払制度(一時金を出産費用に充てる制度)を利用した人は、申請する必要はありません。次の場合は、加入している健康保険に申請してください。 (1) 海外で出産した場合 (2) 直接支払制度を利用しなかった場合 (3) 直接支払制度を利用したが、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合
妊婦健康診査費用の助成 親子健康手帳と一緒に発行される妊婦健康診査受診券で妊婦健康診査の費用の一部を公費で負担	対 象 者 豊中市に住民票があり医療機関で妊娠の確定を受けた人(妊婦健康診査受診券16枚／多胎妊娠は5枚追加交付) ※妊婦健康診査受診券は、大阪府の委託医療機関等でのみ使用可能です。 ※大阪府外の医療機関等で受診した場合は自己負担になりますが、後日申し込みにより受診券の範囲内で払い戻しができます。
産婦健康診査費用の助成 親子健康手帳と一緒に発行される産婦健康診査受診券で産婦健康診査の費用の一部を公費で負担	対 象 者 豊中市に住民票がある産婦(産婦健康診査受診券2枚) ※産婦健康診査受診券は、大阪府内の委託医療機関等でのみ使用可能です。 ※大阪府外の医療機関等で受診した場合は自己負担になりますが、後日申し込みにより受診券の範囲内で払い戻しができます。
高額療養費 妊産婦でも健康保険が適用される場合がある	妊娠・出産は病気ではないので通常は健康保険は適用されませんが、帝王切開・妊娠悪阻・切迫流産などで保険適用になる場合があります。自己負担限度額(所得等によって異なる)を超えた場合は高額療養費制度の対象となります。 対 象 者 帝王切開・妊娠悪阻・切迫流産などに対する健康保険適用内の治療を受けた妊産婦 窓 口 各健康保険の窓口 ※必要書類は各健康保険の窓口におたずねください。
産前産後期間の国民健康保険料軽減制度	対 象 者 出生を予定している(出産した)豊中市国民健康保険被保険者 軽減内容 被保険者の保険料のうち、計4か月分(多胎妊娠の場合は6か月)の所得割と均等割を免除します。 窓 口 健康医療部保険相談課保険加入係 ※庄内・新千里出張所出張所でも申請できます。 豊中市役所第二庁舎2F ☎06-6858-2301 受付9:00~17:15(土・日曜日、祝・休日、年末年始除く) 必要書類 親子健康手帳 ※出産予定日6か月前から申請できます。

妊娠・出産で受けられるお金・支援



※在住とは、日常的に居住実態があることを言います。

産前産後期間の 国民年金保険料免除制度 国民年金第1号被保険者の産前産後の保険料が一定期間免除される	対 象 者 平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号被保険者(所得要件なし) ※妊娠85日(4か月)以上の出産が対象(死産・流産・早産含む) 支 援 内 容 出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。納付が免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。 ※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間 窓 口 健康医療部保険相談課国民年金係 ※庄内・新千里出張所里出張所でも申請できます。 豊中市役所第二庁舎2F ☎06-6858-2264 受付9:00～17:15(土・日曜日、祝・休日、年末年始除く) 必要書類 親子健康手帳／来庁される方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)／基礎年金番号がわかる書類／代理人の場合は委任状
医療費控除(確定申告) 妊娠・出産にかかった費用も、確定申告の医療費控除の対象	10万円を超える医療費は、確定申告の控除対象です。医療費には妊娠・出産にかかった費用、例えば入院費・分娩費・通院のための交通費・陣痛タクシー代・処方薬代なども該当します。 対 象 者 家族全員(※1)の医療費合計(※2)が総所得金額等の5%または10万円を超える場合 窓 口 豊能税務署 ※国税庁のホームページで確定申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンライン(e-Tax)で提出できます。 ※1 自己または、生計を共にする配偶者やその他の親族 ※2 支払った医療費の額から受け取った手当金・納付金(出産育児一時金)を差し引いた金額
新生児聴覚検査費用の助成 新生児聴覚検査受検票で新生児聴覚検査の費用の一部を公費で負担 子ども未来部 はぐくみセンター おやか保健課 豊中市 新生児聴覚検査	対 象 者 豊中市に住民票がある生後2か月未満の乳児 ※受検票は、大阪府内の委託医療機関または助産所でのみ使用可能です。大阪府外の医療機関等で受検した場合は自己負担になりますが、後日申し込みにより受診券の範囲内で払い戻しができます。 受検方法 生まれた医療機関・助産所で入院中に受検してください。 ※生まれた医療機関・助産所が検査を行っていない場合は、生まれた医療機関・助産所または保健センターにご相談ください。
乳幼児健康診査費用の助成 乳児一般(1か月児)健康診査、乳児後期健康診査の費用の一部を公費で負担	対 象 者 豊中市に住民票がある乳幼児 ※乳児一般(1か月児)健康診査・乳児後期健康診査受診票は大阪府の委託医療機関などでのみ使用可能です。 ※大阪府外の医療機関等で受診した場合は自己負担になりますが、後日申し込みにより要綱に定める金額の範囲内で払い戻しができます。
未熟児養育医療給付 入院治療が必要な未熟児に対して、入院医療費を公費で負担 詳細は豊中市のホームページから「未熟児養育医療給付申請のてびき」をダウンロードして、ご確認ください。 子ども未来部 はぐくみセンター おやか保健課 豊中市 新生児聴覚検査	入院治療を始めてから3週間以内に申請してください。 2か月を越えた場合は、申請日の2か月前までに受けた治療については対象外となります。また、退院後の申請はできません。 対 象 者 豊中市在住*の乳児で、指定養育医療機関で入院養育が必要な未熟児と認められた乳児 ※豊中市の指定医療機関は市立豊中病院。その他、全国の指定医療機関でも可 申 請 者 本人の扶養義務者 ※保護者のうち収入の多い方 窓 口 子ども未来部 おやか保健課 保健企画係 中部保健センター ☎06-6858-2800 受付9:00～17:00(土・日曜日、祝・休日、年末年始除く) 給付内容 入院治療における健康保険適用の診察・医学的処置・治療などが対象です。

不妊・不育症に対する医療費助成及び相談窓口



こどもの出生を望んでいるにもかかわらず妊娠の見込みがない、あるいは極めて少ないと医師に判断されている(不妊)、または、妊娠はするけれども、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的にこどもを持てない(不育)ご夫婦に対する支援です。

不妊症治療費等に対する助成

豊中市 不妊症治療

保険診療で行った不妊治療検査などの費用の自己負担分を1年度に付き5万円まで助成します。

不育症治療費等に対する助成

豊中市 不育症治療

2回以上の流産や死産などの不育症に悩むご夫婦に対して、医療保険が適用されない治療や検査などに要した費用の一部を公費で助成しています。

※対象となる検査・治療は限定されますので、詳細は豊中市のホームページでご確認ください。

問い合わせ先

子ども未来部 はぐくみセンター
おやか保健課保健企画係 ☎06-6858-2800
受付 9:00～17:00(土・日曜日、祝・休日、年末年始除く)

不妊・不育症相談窓口

●豊中市相談窓口 ☎06-6858-2293
保健師・助産師による電話相談。

●不妊症・不育症オンライン専門相談
産婦人科医師による個別相談。(オンライン 30分) 豊中市 不妊不育

●おおさか性と健康の相談センター

☎06-6910-1310

面接相談、電話相談のほか、講座・セミナーなども開催しています。

おおさか性と健康の
相談センター

子育て世帯が受けられるお金・支援

※在住とは、日常的に居住実態があることを言います。

妊婦支援給付金(2回目)

育児物品の購入、子育て支援サービス(産後ケア・家事サービス・一時保育)などの利用を応援

対象者

豊中市に住民票があり、令和7年4月1日以降に出産した妊婦本人

支援内容

こども1人あたり5万円

申請について

本市の訪問事業(新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問)の際にご案内します。
申請後1か月半～2か月で給付。
※新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業の詳細はP15参照
※事情により訪問が受けられない場合はご相談ください。
※給付金はマチカネポイントもしくは現金で受けとることができます。詳しくはP16参照
※流産・死産を経験された方も、給付金(1・2回目)の申請ができる場合があります。申請の可否については、おやか保健課(06-6858-2285)までお問い合わせください。

窓口

子育て支援センターほっぺ ☎06-6848-5703
受付 9:00～17:00(土・日曜日、祝・休日、年末年始除く)

児童手当

こども(0歳～高校3年生)の養育者に対する手当

詳細確認・請求書類のダウンロードは

子ども未来部 子育て給付課 家庭給付係

豊中市 児童手当

児童手当を受けるには、児童手当認定請求をし、認定されなければなりません。

請求者

高校生年代までのこどもを監護し、生計を同じくする豊中市に住民票がある父母など
※世帯中所得の高い方が請求者 ※こどもが別居している場合も対象

窓口

子ども未来部 子育て給付課 家庭給付係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2269
受付 9:00～17:15(土・日曜日、祝・休日、年末年始除く)
郵送申請・電子申込(マイナポータルより)も可
〒561-8501 中桜塚3-1-1 豊中市役所 子ども未来部 子育て給付課 家庭給付係

必要書類

児童手当認定請求書：出生・転入などにより、新たに児童手当を請求する場合、請求者名義の振込口座の分かるもの、請求者及び配偶者の個人番号が分かるものが必要です。
額改定請求書：既に手当を受けている人が、第2子以降の出生などで養育するこどもが増えた場合
※請求書類は、豊中市役所 子ども未来部 子育て給付課 窓口、新千里・庄内出張所で配布しているほか、豊中市のホームページからダウンロードできます。

申請と支給開始時期

認定されると、申請月の翌月分から支給されます。出生日や前市での転出予定日が月末の場合、該当日の翌日から15日以内の申請であれば、該当日の翌月から支給されます。
※認定には約2か月かかります。[認定通知書]又は[却下通知書]が届きます。
※郵送申請の場合、申請日は請求書が市役所に到着した日になります。ご注意ください。

手当の額

こどもの年齢	0～3歳未満		3歳～高校生年代まで	
	第1子・第2子	第3子以降	第1子・第2子	第3子以降
月額	15,000円／人	30,000円／人	10,000円／人	30,000円／人

※児童手当は、6月が更新月であり、毎年8月～翌年7月までを1年度として認定します。
※所得対象は、前年の1月～12月までの合計所得です。
※こどもの数は、満22歳の3月31日までの間にある児童から第1子・第2子・第3子と数えます。
※高校生年代とは、監護・生活費を負担している満15歳の4月1日から満18歳の3月31日までの間にある児童をさします。

子ども医療費の助成

0歳～18歳まで*の方の医療費の一部を助成
※18歳到達後最初の3月31日まで

詳細確認・請求書類のダウンロードは

子ども未来部 子育て給付課 家庭給付係

豊中市 子ども医療費助成

まずは「子ども医療証」を申請してください。

医療機関で「子ども医療証」と「マイナ保険証等」を提示すると、助成を受けることができます。
※対応している医療機関に限り、マイナ保険証を「子ども医療証」として利用することができます。

対象者

健康保険の資格があり、豊中市に住民票がある18歳到達後最初の3月31日までの方
【右記の方は対象外】 ●生活保護世帯の方 ●ひとり親家庭等医療証をお持ちの方 ●障害者医療証をお持ちの方

窓口

子ども未来部 子育て給付課 家庭給付係/庄内出張所/新千里出張所
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2269
受付 9:00～17:15(土・日曜日、祝・休日、年末年始除く)
郵送申請・電子申込(市ホームページより)も可
〒561-8501 中桜塚3-1-1 豊中市役所 子ども未来部 子育て給付課 家庭給付係

必要書類

子ども医療費助成(医療証交付)申込書
※上記申込書は、豊中市役所子ども未来部子育て給付課窓口、庄内・新千里出張所で配布しているほか、豊中市のホームページからもダウンロードできます。

対象児童の保険資格情報が確認できるもの

(資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証など)

被保険者の個人番号が分かるもの

(個人番号カードなど)

助成開始日

出生の場合は誕生日から、転入の場合は転入日から助成を受けることができます。

次の場合は「子ども医療証」をご返却ください。

1) 豊中市を転出する時 2) 生活保護を受けるようになった時 3) 障害者医療費助成を受けるようになった時 4) ひとり親家庭等医療費助成を受けるようになった時 5) 死亡した時



子育て世帯が受けられるお金・支援

※在住とは、日常的に居住実態があることを言います。

	助成内容 ●医療機関等で受診した(通院・入院)場合、医療費(保険診療の患者負担分)から一部自己負担額(医療機関等ごとに1日につき500円)を差し引いた額 ※大阪府内で診療を受ける場合は、マイナ保険証等と医療証を提示し、一部自己負担金を支払ってください。ただし、一部自己負担金が必要となるのは1か月あたり2日まで。3日目以降は不要です。 ※大阪府外で診療を受ける場合は、医療証が使用できないので、全額自己負担となりますが、後日、払い戻し請求することができます(月単位で請求)。その際、保険点数が記載された領収書が必要となるので、大切に保管しておいてください。 ●院外処方箋により保険薬局で支払う薬代(保険適用部分に限る) ●健康保険の適用が認められた後の補装具・弱視治療用眼鏡の患者負担分(小児弱視は9歳未満) ●未熟児養育医療などにかかる養育者負担額から一部自己負担額を差し引いた額
幼児教育・保育の無償化 3歳～小学校就学前までのこどもにかかる幼児教育・保育の施設利用料が基本的に無償になる 「豊中市教育・保育施設等利用のご案内」のダウンロードは こども未来部 子育て給付課 入所入園係 豊中市 教育・保育施設等利用	対 象 者 ●豊中市在住[※](または、転入予定)の3歳～小学校就学前までの幼稚園・認定こども園・保育所(園)に通うこども ●豊中市在住[※](または、転入予定)の0～2歳児クラスまでのこどもで、保育の必要性がある非課税世帯 窓 口 利用中または利用予定の保育施設 申込は豊中市のホームページより電子申込で行ってください。 内 容 ●保育の必要性があると認定を受けたこども(3～5歳) 1) 幼稚園・認定こども園・保育所(園)の保育料が無償になります。 2) 幼稚園・認定こども園(1号認定)の預かり保育料を支援します。(上限あり) 3) 認可外保育施設などの利用料を支援します。(上限あり) ●保育の必要性があると認定を受けた非課税世帯のこども(0～2歳) 1) 保育所(園)・認定こども園の保育料が無償になります。 2) 認可外保育施設の利用料を支援します。(上限あり) ●保育の必要性があると認定を受けていないこども(3～5歳) 1) 幼稚園・認定こども園(1号認定)の保育料が無償になります。
多子世帯の保育料の軽減 副食費の免除 幼稚園や保育所(園)、認定こども園などの認可保育施設を利用する場合、第2子以降の保育料が軽減される 詳細確認・申込書類のダウンロードは こども未来部 子育て給付課 入所入園係 豊中市 利用者負担額	対 象 者 保育料…こどもが2人以上いる世帯の第2子以降のこども(0～2歳) 副食費…小学3年以下のきょうだいから数えて3人目以降のこども(3～5歳) ※ひとり親世帯、在宅障害者世帯及び所得による免除あり 窓 口 こども未来部 子育て給付課 入所入園係 豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2252/2253 受付 9:00～17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く) 申請は豊中市のホームページより電子申請で行ってください。 内 容 保育料 年齢の高い順に、2人目以降は無償になります。 副食費 ※1号認定、2号認定など「支給認定」についての詳細は、P39をご参照ください。 ●対象のこどもが1号認定の場合 市民税所得割額が77,100円以下の場合、または77,101円以上で小学3年生のきょうだいから数えて第3子以降は免除になります。 ●対象のこどもが2号認定の場合 市民税所得割額が57,700円未満の場合、または57,700円以上で小学校就学前のきょうだいから数えて第3子以降は免除になります。 ●対象のこどもが2号認定(ひとり親または障害者(児)世帯)の場合 ひとり親または、在宅障害者(児)世帯で、市民税所得割額が77,100円以下の場合、または77,101円以上で小学校就学前のきょうだいから数えて第3子以降は免除になります。 必要書類 該当事由によって異なります。詳細はホームページでご確認ください。
国民年金保険料の育児免除 制度【令和8年10月1日施行】 子を養育する国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になる誕生日の前月までの国民年金保険料の保険料が免除される。令和8年10月から受付開始 健康医療部 健康相談課 国民年金係	対 象 者 - 令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者である実父母・養父母(所得要件なし) ●子を養育する要件として以下のすべてを満たしている必要があります。 1) 子と身分(親子)関係が継続していること 2) 子と同一住所であること 支援内容 子どもが1歳になる誕生日の前月までの国民年金保険料が免除されます。納付が免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。 ※令和8年10月1日より前に養育している人は、令和8年10月からの保険料が対象 ※詳細は、日本年金機構のホームページでご確認ください。

子育て世帯が受けられるお金・支援

※在住とは、日常的に居住実態があることを言います。

豊中市に居住する児童を対象とした小学校等入学時 はぐくみポイント支給事業 小学校または義務教育学校等に就学するにあたり子育ての負担軽減等を目的として支給	対 象 者 (以下、両方を満たすもの) ①令和8年1月1日以降、豊中市にお住いの家庭 ②令和8年度に小学校および義務教育学校等に入学予定 または入学する年の1学期終了日までに転入した児童のいる家庭 内 容 対象年度に豊中市にお住いの小学校および義務教育学校等へ入学する児童のいる家庭に、児童1人あたりマチカネポイント1万ポイントの支給を行います。 申請方法 電子申込システムから申請 申請期間：対象年度の1月～9月末まで 窓 口 こども未来部 はぐくみセンターこども支援課 支援企画係 とよなかハートパレット2F ☎06-6852-5422 受付 9:00～17:15(土・日曜日、祝・休日、年末年始除く)
就学援助制度 小学校、中学校または、義務教育学校に就学するための費用(新入学学用品費や給食費など)を援助 詳細確認・電子申込は 教育委員会事務局 学務保健課 豊中市 就学援助	対 象 者 豊中市在住[※]で小学校、中学校または義務教育学校に在籍するこどもがいる世帯 ※所得制限ほかあり 申 込 豊中市のホームページより電子申込にて行ってください。 必要書類 ●保護者名義の振込先が分かるもの(預金通帳など)他 ※詳細は豊中市のホームページをご確認ください。 援 助 額 援助額(支給額)は、こどもの学校・学年、人数、申込日等の状況によって異なります。詳細は、豊中市のホームページをご確認ください。
新入学児童学用品費の支給 就学援助制度の一環。来年度4月から小学校または義務教育学校の1年生になるこどもにかかる新入学児童学用品費を援助 詳細確認・電子申込は 教育委員会事務局 学務保健課 豊中市 新入学児童学用品費	対 象 者 豊中市在住[※]で、来年度から小学校または義務教育学校に入学予定のこどもがいる世帯 ※所得制限ほかあり 申 込 豊中市のホームページより電子申込にて行ってください。 必要書類 ●保護者名義の振込先が分かるもの(預金通帳など)他 ※詳細は豊中市のホームページをご確認ください。 援 助 額 1人あたり64,300円 詳細は、豊中市のホームページをご確認ください。
関西子育て世帯応援事業 「まいど子でもカード」 大阪府内8,500店以上、府外でも協賛店で割引などが受けられるサービス 詳細確認・申し込み・協賛店の検索は まいど子でもカード まいど子でもカード	対 象 者 大阪府内在住[※]の18歳未満のこどもを育てている世帯(妊婦がいる世帯や祖父母も含む) 窓 口 まいど子でもカード・緑ジョイパス事務局 〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀1-24-15-401 ☎info@mail.osaka-pass.jp ☎050-8889-5666 受付 平日10:00～17:00 助成内容 協賛店でさまざまなサービスが受けられます。協賛店は「まいど子でもカード」専用のホームページから検索できます。 「まいど子でもカード」専用のホームページから簡単に登録できます。



ひとり親家庭が受けられるお金・支援

※在住とは、日常的に居住実態があることを言います。

児童扶養手当

ひとり親の生活安定のための支援

必ず事前にご相談ください。

詳細確認は
こども未来部 子育て給付課 家庭給付係

豊中市 児童扶養手当

申請するためには、事前相談が必要です。まず、窓口へお越しください。

対 象 者

次のいずれかに当てはまる児童(0～18歳の3月31日まで)を扶養しているひとり親、または父母に代わって児童を養育している方

※下記の状況にあっても付帯する状況によっては対象外になる場合もあります。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父または母の生死が明らかでない児童
- (5) 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (7) 母が婚姻によらないで出産した児童
- (8) 父または母がDVにより裁判所からの保護命令を受けた児童

窓 口

こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2329
受付 9:00～17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く)

必要書類

- 児童扶養手当認定請求書 ※申請時にこども未来部 子育て給付課 家庭給付係窓口でお渡します。
- 請求者と対象児童の関係が確認できる戸籍謄本 ※発行1か月以内のもの
- 請求者と対象児童の保険資格情報が確認できるもの
(資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証など)
- 請求者名義の振込先が分かるもの(預金通帳など)
- その他必要な書類 ※詳細は、事前相談でご案内します。

申請と支給

開始時期

認定されると、請求月の翌月分から支給されます。支払いは年6回(奇数月)2か月分の手当が、指定した請求者の口座に振込まれます。

助成内容

手当の額は請求者に加え配偶者及び扶養義務者(請求者と同居している父母兄弟姉妹など)の前年の所得によって、全部支給、一部支給、全部停止(支給なし)が決まります。
※所得制限についての詳細は、窓口または、豊中市のホームページでご確認ください。

対象児童数	1人	2人以降
全額支給の方(月額)	48,050円	11,350円を加算
一部支給の方(月額)	48,040円～11,340円	11,340円～5,680円を加算

支給額の計算式は、物価スライド制を採用しているため変動します。詳細は窓口にお問い合わせください。

【所得制限限度額】

扶養家族数	0人	1人	2人	3人	それ以上
母・父または養育者の場合	208万円	246万円	284万円	322万円	扶養1人につき38万円加算
扶養義務者の場合	236万円	274万円	312万円	350万円	

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等のこどもと、親または養育者の医療費を助成

必ず事前にご相談ください。

詳細確認は
こども未来部 子育て給付課 家庭給付係

豊中市 ひとり親家庭等医療

助成を受けるためには「ひとり親家庭等医療証」の申請が必要です。児童扶養手当と同様に窓口へ事前相談にお越しください。医療機関で「ひとり親家庭等医療証」と「マイナ保険証等」を提示すると助成を受けることができます。

※対応している医療機関に限り、マイナ保険証を「ひとり親家庭等医療証」として利用することができます。

対 象 者

上記「児童扶養手当」の対象児童とその親並びに養育者
※所得制限は児童扶養手当に準ずる。 ※そのほか条件あり。

窓 口

こども未来部 子育て給付課 家庭給付係
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2329
受付 9:00～17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く)

必要書類

●上記「児童扶養手当」同様

助成内容

- 医療機関等で受診した(通院・入院)場合、医療費(保険診療の患者負担分)から一部自己負担額を差し引いた額
※一部自己負担額は、医療機関等ごとに1日につき500円
※大阪府内で診療を受ける場合は、マイナ保険証と医療証を提示し、一部自己負担金を支払ってください。ただし、一部自己負担金が必要となるのは1か月あたり2日まで。3日目以降は不要です。
※大阪府外で診療を受ける場合は、医療証が使用できないので、一旦自己負担いただいて、後日、子育て給付課に払い戻し請求してください(月単位で請求)。その際、保険点数が記載された領収書が必要となるので、大切に保管しておいてください。
- 院外処方箋により保険薬局で支払う薬代(保険適用部分に限る)
- 健康保険の適用が認められた後の補装具の患者負担分

ひとり親世帯が受けられるお金・支援

※在住とは、日常的に居住実態があることを言います。

自立支援教育訓練給付金 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の収入を安定させるため、就職に有利な資格や技能の習得を支援

必ず事前にご相談ください。

詳細確認は
こども未来部 子育て給付課 家庭給付係

豊中市 ひとり親家庭への支援

給付金を受け取るには、事前相談が必要です。まず、窓口へお越しください。

対 象 者

ひとり親家庭の親であって、
【自立支援教育訓練給付金】母子父子自立支援プログラム策定を受けている方
【高等職業訓練促進給付金】児童扶養手当受給者または、同様の所得水準にある方
※超過した場合1年限り可能

窓 口

こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2767
受付 9:00～17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く)

支援内容

指定された教育訓練を受講する場合に、自立支援教育訓練給付金を支給します。
※支給額は、雇用保険の教育訓練給付の種類と、受講資格の有無により異なります。

【高等職業訓練促進給付金とは】

教育訓練の中でも、「看護師」「保育士」「理学療法士」「作業療法士」などの高等技能を必要とする資格取得のための教育を受ける方を支援する制度です。

支援内容

6か月以上養成機関で修業する場合、就業期間給付金を支給します。
※支給額は、市民税非課税世帯なら月額100,000円。課税世帯なら月額70,500円。

母子父子寡婦福祉資金 貸付金

ひとり親家庭の母または父及び寡婦の生活を安定させるため、目的に応じて資金を貸与

必ず事前にご相談ください。

資金貸付を受けるには、事前相談が必要です。まず、窓口へお越しください。

対 象 者

豊中市に住民票があるひとり親家庭の母または父、寡婦
※償還能力のある連帯保証人が必要です。
【貸付の対象となる主な資金】修学資金・就学支度資金など

窓 口

こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2767
受付 9:00～17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く)

支援内容

申請(認印、児童扶養手当証明書、写真などが必要)、承認後発行される証明書を定期購入時に提示すると、3割引で購入することができます。

JR通勤定期乗車券割引制度

ひとり親家庭の生活費負担を軽減させるため、JR通勤定期を3割引で購入できる支援制度

ひとり親家庭等 日常生活支援事業

ヘルパーの派遣とファミリー・サポートの利用を補助

利用できない場合がありますので
必ず事前にご相談ください。

利用するには、事前登録が必要です。※ファミリー・サポート・センターにも登録が必要です。

対 象 者

急なケガや病気等により一時的に生活支援を必要としているひとり親家庭等の方

窓 口

こども未来部 子育て給付課 家庭給付係
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2767
受付 9:00～17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く)

支援内容

利用区分	子育て支援 (ファミリー・サポート・センター利用料の補助)	生活援助(ヘルパー派遣)
利用者負担額 (1時間あたり)	0～150円	0～150円

養育費保証契約の補助

養育費を保証する保証会社との手続きや契約時の保証料を補助

必ず事前にご相談ください。

補助を受けるには、事前相談が必要です。まず、窓口へお越しください。

対 象 者

- 豊中市在住[※]で、申請時にひとり親などで、次の要件を満たす方
- (1) 養育費の取り決めに係る債務名義(公正証書・調停調書など)を有している。
 - (2) 養育費の取り決め対象となる20歳未満の児童を現に扶養している。
 - (3) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している。
 - (4) 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め養育費保証契約に関する補助金を交付されていない。

窓 口

こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2767
受付 9:00～17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く)

支援内容

保証会社と1年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料の負担額を補助します。
※上限5万円



ひとり親世帯が受けられるお金・支援

※在住とは、日常的に居住実態があることを言います。

公正証書・調停調書等 作成費用の補助 養育費を得るために必要となる書類の取得に係る費用を補助 必ず事前にご相談ください。 	補助を受けるには、事前相談が必要です。まず、窓口へお越しください。 対 象 者 豊中市在住[※]で、申請時にひとり親などで、次の要件を満たす方 (1) 養育費の取り決めに係る債務名義(公正証書・調停調書など)を有している。 (2) 養育費の取り決めに係る費用を負担している。 (3) 養育費の取り決め対象となる20歳未満の児童を現に扶養している。 (4) 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等作成に関する補助金を交付されていない。 窓 口 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。 豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2767 受付 9:00～17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く) 支援内容 公証役場での手数料や家庭裁判所での書類取得費用(収入印紙代、郵便切手代など)を補助します。※上限3万円
養育費確保のための 弁護士費用補助 養育費確保のために強制執行等を行う場合の弁護士費用を補助 必ず事前にご相談ください。	補助を受け取るには、事前相談が必要です。まず、窓口へお越しください。 対 象 者 豊中市在住[※]で、申請時にひとり親などで、次の要件を満たす方 (1) 養育費の取り決めに係る債務名義(強制執行認諾約款付き公正証書、調停調書、審判書、判決または和解調書)を有している。 (2) 養育費の不払いにより受け取れていない債権がある。 (3) 養育費の取り決め対象となる20歳未満の児童を現に扶養している。 (4) 豊中市立母子父子福祉センターが実施する「ひとり親家庭弁護士相談」を受け、養育費の回収が見込めること。 (5) 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め弁護士費用に関する補助金を交付されていない。 窓 口 豊中市立母子父子福祉センター(地域共生センター東館内) 中桜塚2-29-31 ☎06-6852-5160 受付 9:00～17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く) 支援内容 着手金、実費等養育費請求等に必要な弁護士費用を補助します。※上限15万円
国民年金保険料の 免除・猶予制度 経済的に困難な場合、国民年金保険料の納付を免除(全額または一部)・猶予	対 象 者 豊中市に住民票があり、次の要件を満たす方 (1)国民年金第1号被保険者。 (2) 本人・世帯主の前年所得が一定額以下の場合。 窓 口 健康医療部 保険相談課 国民年金係 ※庄内・新千里出張所でも申請できます。 豊中市役所第二庁舎2F ☎06-6858-2264 受付 9:00～17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く) 支援内容 国民年金保険料を免除(全額または一部)猶予されます。 ※審査は日本年金機構が行う。 ※免除猶予制度の年度は7月から翌年の6月まで 必要書類 ●基礎年金番号が分かる書類 ●本人確認書類 ●失業が理由の場合は、雇用保険被保険者離職票または、雇用保険受給資格者証
民間賃貸住宅への 住替え支援事業 豊中市内の民間賃貸住宅への転居に要した費用の一部を助成 詳細確認は 豊中市住宅協会 豊中市住宅協会	対 象 者 こども(18歳まで)または妊婦がいる世帯で、令和8年4月1日～令和9年1月31日までに豊中市内の民間賃貸住宅に住替えた方 ※その他、詳細は豊中市住宅協会のホームページでご確認ください。 窓 口 一般財団法人豊中市住宅協会 豊中市役所第二庁舎5F ☎06-6858-2742 受付 9:00～17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く) 郵送で申請する場合は、特定記録郵便で申請してください。(先着順で受け付けるため) 支援内容 対象となる転居費用の3分の2を限度に助成 ※上限10万円(ひとり親家庭は、上限15万円) 必要書類 ●豊中市子育て世帯住替え助成金交付申請書兼誓約書 ●その他、各種証明書
その他	ほかにもさまざまな支援があります。詳しくは「ひとり親家庭のしおり」をご覧ください。 ※「ひとり親家庭のしおり」は豊中市のホームページからダウンロードできます。 豊中市 ひとり親家庭のしおり

障害及び特定疾病に係る支援

※在住とは、日常的に居住実態があることを言います。

特別児童扶養手当 障害のある20歳未満の方を養育している人への手当 詳細確認は 福祉部 障害福祉課 給付支援係 豊中市 特別児童扶養手当	対 象 者 豊中市に住民票があり、身体障害者手帳1～3級、4級の一部、知的・精神障害の重度・中度または、診断書で基準を満たす20歳未満の児童を養育している方※所得制限ほかあり 窓 口 福祉部 障害福祉課 給付支援係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。 豊中市役所第二庁舎1F ☎06-6858-2232 受付 9:00～17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く) 必要書類 ●請求者と対象児童の戸籍謄(抄)本 ※請求書提出日から1か月以内に発行されたもの ●身体障害者手帳、療育手帳、所定の診断書のいずれか ※診断書の作成日は届出月又はその前月中のもの ●請求者名義の銀行通帳 ●個人番号が分かるもの ●請求者・窓口に来られる方の本人確認書類 ※請求者のご家族以外の方が窓口に来られる場合は、委任状が必要です。 助成内容 認定されると、請求月の翌月分から年3回、4月、8月、11月に支払われます。 1級：対象児童1人につき月額58,450円 2級：対象児童1人につき月額38,930円 ※等級は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に定める等級です。
障害児福祉手当 障害があり、常時介護が必要な20歳未満の方への手当 詳細確認は 福祉部 障害福祉課 給付支援係 豊中市 障害児福祉手当	対 象 者 豊中市に住民票があり、身体障害者手帳1級か2級の一部、または療育手帳Aのうち最重度等、あるいはそれらと同等程度と認められる20歳未満の児童で、常時介護を必要とする方 ※施設に入所している場合は対象外となります。※所得制限ほかあり 窓 口 福祉部 障害福祉課 給付支援係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。 豊中市役所第二庁舎1F ☎06-6858-2232 受付 9:00～17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く) 必要書類 ●身体障害者手帳または療育手帳 ●所定の診断書 ※手当認定の審査に診断書が必要な方のみ ●請求者名義の銀行通帳 ●個人番号のわかるもの ●請求者・窓口に来られる方の本人確認書類 ※請求者のご家族以外の方が窓口に来られる場合は、委任状が必要です。 助成内容 認定されると、請求月の翌月分から年4回、2月、5月、8月、11月に支払われます。 対象児童1人につき月額16,560円
大阪府重度障がい者 在宅生活応援制度 大阪府内在住の重度身体障害・知的障害のある方を介護している方への手当	対 象 者 大阪府に住民票があり、身体障害者手帳1級か2級と療育手帳Aを併せもつ重度障害者(児)を介護している方 ※施設または病院に入所、入院している方、特別障害者手当を受給している方は対象外です。 窓 口 福祉部 障害福祉課 給付支援係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。 豊中市役所第二庁舎1F ☎06-6858-2232 受付 9:00～17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く) 必要書類 ●身体障害者手帳と療育手帳 ●介護者名義の銀行通帳 助成内容 認定されると、請求月分から年4回、1月、4月、7月、10月に支払われます。 1人につき月額10,000円
障害者医療費助成制度 重度障害者の健康保持と福祉の増進を目的に、重度障害者の医療費の一部助成 詳細確認は 健康医療部 保険給付課 給付係 豊中市 障害者医療費助成	この助成を受けるには、「障害者医療証」が必要です。まずは、「障害者医療証」の交付を申請してください。医療機関で「マイナ保険証」「資格確認書」のいずれかと「障害者医療証」を提示すると助成が受けられます。 ※18歳到達後最初の3月31日までは「子ども医療証(P62)」をご利用ください。 対 象 者 豊中市在住で、健康保険に加入しており、以下のいずれかに該当する方 ※所得制限あり (1) 身体障害者手帳1級または2級を所持 (2)療育手帳Aを所持 (3) 療育手帳B1と身体障害者手帳を併せて所持 (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持 (5) 特定医療費(指定難病)受給者証もしくは特定疾患医療受給証を所持し、障害年金(特別児童扶養手当)1級に該当(市が指定する障害認定医より障害年金1級相当の認定を受けた人も対象) 窓 口 保険給付課 給付係／庄内出張所／新千里出張所 豊中市役所第二庁舎2F ☎06-6858-2295 受付 9:00～17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く) 助成内容 医療機関等で受診した(通院・入院)場合、医療費(保険診療の患者負担分)から一部自己負担額を差し引いた額 ※一部自己負担額は、医療機関等ごとに1日につき500円 ※1か月間に一部自己負担金の合計が3,000 円を超えた場合は、超えた分を請求することができます。



障害及び特定疾病に係る支援

※在住とは、日常的に居住実態があることを言います。

小児慢性特定疾病 医療費助成

国が定める特定疾病にかかっている
児童等の医療費の一部

詳細は豊中市のホームページから
「小児慢性特定疾病医療費助成制度利
用の手引き」をダウンロードしてご確
認ください。

こども未来部 おやこ保健課 保健企画係

豊中市 小児慢性特定疾病

- 対 象 者** 国が定める認定基準(疾病の状態の程度)に該当する豊中市在住^{*}の18歳未満の児童
※認定基準は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページでご確認ください。
- 申 請** 必要書類をご提出ください。書類審査後、承認された場合は、「受給者証」と「小児慢性
特定疾病医療費自己負担上限額管理票」をお届けします。
※申請には「指定医」による「小児慢性特定疾病医療意見書」が必要となります。「指定医」及び申請書類
などの詳細は、ホームページでご確認ください。
※審査・承認には、書類などに不備がない場合でも2か月程度かかります。ご了承ください。
- 窓 口** こども未来部 おやこ保健課 保健企画係 中部保健センター ☎06-6858-2800
受付 9:00~17:00 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く)
- 助成内容** 認定を受けた小児慢性特定疾病やそれに付随する傷病において、指定医療機関で受け
た治療・投薬・訪問看護費用のうち、**健康保険適用**のものが対象となります。

自立支援医療費 「育成医療」

手術などの治療を受けることで障害
が軽減される場合の医療費を助成

「精神通院医療」

心身の障害を除去・軽減するための
医療費を助成

詳細確認・申請書類のダウンロードは
福祉部 障害福祉課 給付支援係

豊中市 自立支援医療

「育成医療」「精神通院医療」いずれの場合も、事前申請が必要です。また、指定自立支援医療機関で
医療を受ける必要があります。

- 対 象 者** 豊中市に住民票がある方 ※所得制限あり
【育成医療】身体に障害がある、または将来障害が残ると判断され、治療によって確実
な効果が期待される18歳未満の方
【精神通院医療】うつ病、統合失調症、てんかん、精神作用物質による急性中毒または
その依存症、その他精神疾患や知的障害などを有し、継続して通院治
療を必要とする方
- 窓 口** 福祉部 障害福祉課 給付支援係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎1F ☎06-6858-2746(育成医療) ☎06-6858-2231(精神通院医療)
受付 9:00~17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く)
- 事前申請
必要書類** ●指定自立支援医療機関で作成された意見書(診断書) ※所定の様式のもの
●健康保険証の写し ※生活保護受給者は不要
●申請書 ※精神通院医療の場合は、同意書も必要です。
●マイナンバー(個人番号)のわかるもの
- 助成内容** 自己負担が医療費の1割になるよう公費で負担します。
※月額自己負担金額が定められています。

大阪府障害者扶養共済

掛け金を納めることで、障害者(児)
の保護者が死亡等した場合、年金が
支払われる制度

- 加入条件** 将来独立自活が難しいと認められる方で、知的障害のある方、身体障害者手帳1~3級
に該当する方、精神または身体に永続的な障害のある方で知的障害や身体障害の方と
同程度と認められる方の保護者であり、以下の要件を満たしている方
(1) 大阪市・堺市を除く府内に在住している (2) 65歳未満である(当年4月1日現在)
(3) 特別な病気がない
- 窓 口** 福祉部 障害福祉課 給付支援係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎1F ☎06-6858-2746
受付 9:00~17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始除く)
- 事前申請
必要書類** ●加入者申込書 ●障害証明書
●申込者及び障害者の住民票 ●年金管理者指定届書
●申込者告知書 ●加入同意書
- 助成内容** 年金額は、1口あたり月20,000円で障害者1人につき加入者1人2口まで加入可能
※掛金は、契約者の加入時の年齢により異なります。詳細は豊中市のホームページでご確認ください。

その他

ほかにもさまざまな支援があります。詳しくは「障害者福祉の手引き」をご覧ください。

※「障害者福祉の手引き」は豊中市のホームページからダウンロードできます。

豊中市 障害者福祉の手引き

【その他の障害児支援】

- 補装具・日常生活用具の給付・貸与
- 各種施設使用料の割引・減免 など